

# **給水装置工事施工指針**

**令和8年4月1日施行**

**軽井沢町 上下水道課  
水道施設係**

# 目 次

目的.....	1
<b>第1節 調査、設計.....</b>	<b>1</b>
第1 調査.....	1
1. 配水管・給水管の口径把握.....	1
2. 公図による官民界・隣地状況調査.....	1
3. 道路調査.....	1
4. 地下埋設物調査.....	2
第2 設計.....	2
1. 設計の範囲.....	2
2. 給水方法の決定.....	2
3. 計画使用水量の算定.....	2
4. 給水管の口径決定.....	3
5. 給水管の分水.....	3
6. 給水管の埋設及び道路復旧.....	4
7. 道路埋設部分の給水管明示.....	4
8. 止水栓の位置.....	4
9. 水道メーターの設置.....	4
10. 3階直結給水基準.....	5
11. 貯水槽の設置.....	6
12. 減圧給水設備.....	6
13. 破壊防止.....	6
14. 侵食防止.....	6
15. 逆流防止.....	7
16. クロスコネクションの禁止.....	7
17. 使用材料.....	7
<b>第2節 申請手続き.....</b>	<b>7</b>
第1 給水装置工事の種類.....	7
1. 工事の区分.....	7
2. 用途の区分.....	8
第2 申請.....	8
1. 申請に必要な書類.....	8
2. 申請に係る工事費.....	9
<b>第3節 工事施工.....</b>	<b>9</b>
第1 道路交通安全対策.....	9

第2 土工事.....	9
第3 分水工事.....	10
第4 配管工事.....	10
第5 メーターBOXの設置.....	10
第6 特殊事故の防止.....	11
1. 凍結防止.....	11
第7 宅内器具.....	11
第8 道路復旧工事.....	11
第9 撤去工事.....	11
第10 環境への配慮.....	11
第11 その他.....	11
<b>第4節 しゅん工検査.....</b>	<b>12</b>
第1 しゅん工書類の提出.....	12
第2 しゅん工検査項目.....	12
第3 手直し工事期間.....	13
第4 竣工検査書.....	13
第5 その他.....	13
<b>資料 加入金・水道料金・手数料等.....</b>	<b>14～16</b>

#### 軽井沢町配管例[給水口径 13-25mm]

# 軽井沢町給水装置工事 設計・施工基準

## 目的

この基準は、上下水道課又は指定工事事業者が施工する給水装置工事の設計・施工等について、水道法および関係法令に基づき標準的な指針を定める。これにより、給水装置工事の適正な施工を図り安全で衛生的な飲料水を供給することを目的とする。

## 第1節 調査・設計

### 第1 調査

給水装置工事の依頼を受けたときは、設計を行う前に必要な事項を調査し、資料を整理すること。  
調査は、給水装置の機能にも影響を与えることから慎重に行うこと。

#### 1. 配水管・給水管等の口径の把握

- (1) 配水管の布設位置、口径、水圧、分水の可能性等を調べる。
- (2) 既設の給水管から分岐する場合は、その水圧、口径同意の必要の有無等を調べる。(分岐可能か協議すること。原則1敷地の引込は、1箇所とする。)
- (3) 配水管から分水する場合に、その工事に断水が必要か否か事前に協議する。

#### 2. 公図による官民界・隣地状況調査

- (1) 税務課・法務局などの公図により、官民界・土地所有者・隣地境界・その他の権利関係を調べ、同意が必要な範囲、事前に了承を得る必要がある範囲等を申請人に知らせておく。
- (2) 分譲地等の私有道路等に布設する場合は、公図により地権者を確認すること。
- (3) 給水管は、本人の所有地に布設し、個人管理とする。後日所有者が変わり紛争になることを防ぐ。

#### 3. 道路調査 国・県・町道・私道等

給水管を布設しようとする道路の種別・規制等の有無を調査し、道路管理者の定める申請等の手続きの書類を整備する。

- (1) 町道 (町)道路占用許可申請書 町地域整備課
  - (2) 県道 (県)道路占用許可申請書 佐久建設事務所
  - (3) 国道 (国)道路占用許可申請書 国土交通省上田出張所
  - (4) 私道(位置指定道路等) 所有者の同意
  - (5) 道路交通安全関係 通行止め 軽井沢警察署
  - (6) 1000米林道 国有林野貸付(使用)地内工事施工承認申請 東信森林管理署
- ※ (2)・(3)・(6)の占用許可申請は上下水道課にて代行(有料)する。

#### 4. 地下埋設物調査

次の地下埋設物等の有無を調査し、埋設物がある場合は事前に管理者に協議又は申請手続きをしておくこと。※施工時は架空ケーブル等にも注意すること。

・電話ケーブル	N T T 東日本長野東信サービスセンター(上田市大手)	0120 - 458 - 184
・電気ケーブル	中部電力パワーグリッド佐久営業所	0120 - 984 - 503
・下水道管	上下水道課下水道施設係	0267 - 45 - 8592
・ガスパイプライン	(株)INPEX パイプライン長野支所 東御分室	0268 - 71 - 7870

### 第2 設計

設計は、関係法令、規則及び調査結果に基づいて行うこと。工事を始めてから予期しない問題が生じて、事故や手直し工事をすることが無いよう、設計段階で充分な検討をすること。

#### 1. 設計の範囲

給水装置工事の設計の範囲は次のとおりとする。

- (1) 配水管・給水管の分岐から宅内の給水栓(蛇口等)までとする。
- (2) 受水槽を設けるものにあっては、受水槽までとする。
- (3) 受水槽後、公設メーターを設置する場合は、受水槽以降の設計書を提出すること。

#### 2. 給水方法の決定

##### (1) 直結式とする基準

- ア 配・給水管の管径・水圧が計画使用水量に対して十分確保できる場合に行う。
- イ 水圧は、同時使用した場合に給水栓において 0.2MPa 以上あり、特殊器具を使用する場合は、その器具に支障をきたすおそれのこと。
- ウ 事前に調査し必要に応じて水圧調整をすること。

##### (2) 貯水槽式とする基準

- ア 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき。
- イ 工事などの断減水時にも、給水の持続を必要とするとき。
- ウ 水圧が過大で給水装置に影響を起こす恐れがあるとき。
- エ 3階以上の建物に給水するとき。(「10. 3階直結給水基準」に適合しない場合)
- オ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きく、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。
- カ 飲食店・病院・事業所等で断減水により、業務に支障をきたす恐れがあるとき。
- キ その他 直結・直圧式の条件に適合しないとき。
- ク 4戸以上の集合住宅に給水するとき。

#### 3. 計画使用水量の算定

- (1) 計画使用水量は、水の用途、使用人数、給水栓数、設置器具・設備等を考慮し決定すること。
- (2) 同時使用水量の算定は、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。
- (3) 貯水槽の容量は、一日計画使用水量の 1 / 2 程度を基準とすること。

(4) 給水量が  $5 \text{ m}^3/\text{h}$  を超える見込みがある場合は、定流量弁を設置すること

#### 4. 給水管の口径の決定

(1) 給水管の口径は、水圧等を勘案して計画使用水量に対して十分供給できる大きさにすること。

#### 5. 給水管の分水

(1) 配水管からの分水は、原則として主管径の  $1/3$  以下の穿孔とすること。ただし、口径  $50\text{mm}$  からの分水は  $20\text{mm}$  で穿孔とする。

(2) 口径  $30\text{mm}$  以上は、事前協議を行い、計画日使用水量を添付すること。

(3) 消火栓の配水管からの分水は、水質等の問題から原則として禁止する。

(4) 分水する給水管の口径は、計画使用水量に対して著しく過大にならないこと。

(法施行令第6条第1項第2号)

(5) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(法施行令第6条第1項第3号)

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(法施行令第6条第1項第6号)

(7) 新設の配水管で使用者が少ない場合は、水質等の問題が生じるおそれがあるので、承諾書の添付を求める場合がある。

(8) 分水には、配水管等の管種及び口径に応じたサドル付分水栓を用いること。

(9) 鋳鉄管は分水部分からの錆を防止するため、穿孔後に原則 SUS コアを打ち込み錆び止めすること。

(10) 分水取り直し工事又はメーター移設、撤去等で止水する場合は、既設分水箇所(サドル)で止水を行うものとする。ただし道路等の掘削の問題で既設分水箇所での止水ができない場合は、上下水道課と協議のうえ官民界でキャップ止めをし、標識杭を打設すること。

(11) 工場、病院、飲食店、その他、常時水を大量に使用する事業を営む業種、及び給水管から分水する時は、使用量が過大になる場合は、水理計算書を添付し、事前協議すること。

(12) 分水は、次の分岐方法を基準とする。

表 - 1

分岐方法

配水管等被分岐管口径		分岐給水管口径	分岐方法
D C I P C I P	$\phi 75\text{mm} \sim \phi 350\text{mm}$	$\phi 20\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$	サドル付分水栓
		$\phi 75\text{mm}$ 以上	T字管 不断水割T字管
H I V P V P P E (P P) H P P E	$\phi 50\text{mm}$	$\phi 20\text{mm}$	サドル付分水栓
	$\phi 75\text{mm}$	$\phi 20\text{mm} \sim \phi 25\text{mm}$	サドル付分水栓
	$\phi 100\text{mm}$	$\phi 20\text{mm} \sim \phi 30\text{mm}$	サドル付分水栓
	$\phi 125\text{mm}$	$\phi 20\text{mm} \sim \phi 40\text{mm}$	サドル付分水栓
	$\phi 150\text{mm}$ 以上	$\phi 20\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$	サドル付分水栓

- (13) 分水にあたっては配水管の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けは、ボルトの締付が片締めにならないよう平均して締め付けること。
- (14) サドル分水栓の分岐部分は、ポリエチレンシートによって被覆する等適切な侵食防止措置を講ずること。

## 6. 給水管の埋設及び道路復旧

- (1) 給水管の埋設の深さは、道路部分にあっては道路管理者の指示に従い通常は次の深さを基準とする。ただし、道路管理者から特に指示された場合は、その指示に従うこと。

ア 町道	土被り 80cm以上 120cm未満
イ 県道	道路管理者の規定による
ウ 国道	道路管理者の規定による
エ 私道	町道に準じる
オ 敷地内	凍結深度以上 120cm未満

- (2) 道路復旧

ア	道路の仮復旧・本復旧等については、道路占用許可条件あるいは道路管理者の指示に従い事前の準備を整えて入念に行うこと。
イ	国・県道は上下水道課経由で完了届を提出するため、舗装復旧完了後、速やかに上下水道課経由で提出すること。
ウ	工事完了後、道路管理者の許可条件に従い、確実に行うこと。

## 7. 道路埋設部分の給水管明示

- (1) 公道に給水管を布設する場合は、布設した給水管上部から 30cm の位置に上下水道課で指定する標識シートを官民界まで敷設すること。
- (2) サドル分水栓から止水栓までの区間については、明示テープにより管路を明示し、ロケーティングワイヤーを布設すること。また、識別マーカーによりサドル分水栓の位置を明示すること。

## 8. 止水栓の位置

- (1) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓および仕切弁の位置は、敷地部分の道路境界線等から 1.0m 以内とすること。
- (2) 止水栓および仕切弁の位置は、車両等の外圧を受けやすい場所や障害物を置かれたり、埋没しやすい場所を避けること。
- (3) 止水栓および仕切弁は、維持管理上支障のないよう、管理者が指定するきょう内に収納すること。
- (4) 新設の給水装置工事を行う際は、メーターの埋設深度およびボックス設置位置を軽井沢町の基準に合わせること。(軽井沢町配管例参照)

## 9. 水道メーターの設置

- (1) メーターの設置基準
  - ア 水道メーターは上下水道課が貸与したものを取り付けること。

- イ 貸与されたメーターは、給水装置の所有者がこれを保管、管理すること。
- ウ 水道メーターの設置位置は、配水管または他の給水管からの分岐部分に最も近い敷地内で、官民界等から2.0m以内に設置するものとする。ただし、官民界等から2.0m以内に設置することが難しい場合は事前に上下水道課と協議すること。
- 既設の給水装置を変更等する場合にメーターボックスの位置が官民界等から1.0m以上離れている場合及びメーターが深い場合は、軽井沢町の基準に合わせること。
- また、メーターの検針および取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置であること。
- エ 建物内に水道メーターを設置する場合は、凍結防止、作業スペースの確保、取り付け高さ等について考慮すること。
- オ 水道メーターの遠隔指示装置を設置する場合は、正確かつ効率的に検針でき、かつ維持管理が容易なものとすること。
- カ 水道メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。また、メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障を生じないようにすること。
- キ 私設のメーターを取り付ける場合には、上下水道課と事前に協議すること。
- ク メーターボックス内に設置するメーターは口径別に次の深さを標準とする。

表 - 2

メータ一口径	メーターの設置深さ	寒冷地
13mm～20mm	地下 48cm	必要深さ及び防寒対策
25mm	地下 47cm	
30mm～40mm	地下 55cm	
50mm	地下 60cm	
75mm	地下 100cm	

- ケ 集合住宅においては、集中検針盤について、上下水道課と協議すること。
- サ メーターボックスは、汚水等が流入しない乾燥した場所及び構造とすること。

## 10. 3階直結給水基準

- (1) 配・給水管の年間最小動水圧が0.3MPa以上確保できること。
- (2) 対象建築物は、住宅、事務所、店舗併用住宅等使用量の少ない3階建ての建築物とする。
- (3) 給水管の取り出し口径は、20mm以上50mm以下とする。
- (4) 給水器具等の最高設置高は、給水管の布設されている道路面より8m以下とする。
- (5) 3階部分での特殊器具の設置は、その器具の必要水圧で損失水頭を計算し、口径決定すること。
- (6) 3階へ給水する量水器の口径は20mm以上とする。
- (7) 給水装置には、量水器下流に逆流防止装置を付けること。
- (8) 3階への給水については、配水管もしくは同系統の給水管の水圧を24時間計で1週間測定し「水圧測定結果表」を添付すること。

(9) 3階直接給水を行う場合は、事前に上下水道課と協議すること。

## 11. 貯水槽の設置

(1) 次のいずれかに該当するときは、貯水槽式とすること。

- ア 一時に大量の水を利用する施設、常時一定の水量、水圧を必要とし、工事等により一時的に断水するときも給水の持続を必要とする施設。
- イ 病院、学校、ホテル、興行場、その他営業目的で水を使用する施設等。ただし診療所、歯科医院、理髪店、美容院、飲食店等で管理者が行う水道施設の公共工事等に伴う断水に全面的に協力できる場合はその旨を記した書面により直結式とできる。
- ウ 10トンの有効容量を超える貯水槽には、定流量弁を設置し、 $5\text{ m}^3/\text{h}$ 以下の給水量とすること。  
また、10トンの有効容量を超えない場合において、給水量が $5\text{ m}^3/\text{h}$ を超える見込みがある場合は定流量弁を設置すること。
- エ その他、上下水道課が貯水槽の設置を必要と認めた場合。

(2) 貯水槽の構造

- ア 貯水槽による給水は、貯水槽の清掃等の管理がしやすいようメーターボックスから貯水槽吐水口の間に給水栓を設置すること。
- イ 配水管の水圧が高く、貯水槽への流入が過大になる場合または、付近に影響のある場合には、減圧弁、定流量弁、あるいは、夜間に貯水するタイマー付電磁弁等を設置すること。
- ウ 貯水槽は、G Lから60cm、外壁等から60cm、天井から100cm以上とし、維持管理上必要な空間を確保すること。
- エ 落とし込み方式とし、吐水口の口径等に応じた適切な吐水口空間を確保すること。

(3) 貯水槽の管理

- ア 貯水槽設置者は、簡易専用水道（10 $\text{ m}^3$ 以上）に該当する場合、水道法施行規則等により定められた届け出と管理が必要になるので、確認のうえ設置者が所定の手続きを取るよう助言を行うこと。  
10 $\text{ m}^3$ 未満の貯水槽（準簡易専用水道）の管理についても準用される。

## 12. 減圧給水設備

(1) 減圧給水設備が必要な場合は、メーター器から二次側に減圧弁・定流量弁を設置すること。または食洗器・水洗便器等必要により機器に個別に設置すること。

## 13. 破壊防止

- (1) 地盤沈下、振動等により給水管が破壊されるおそれのある場所は、伸縮性又は可動性を有する給水装置を設置すること。
- (2) 水撃作用(ウォーターハンマー)を起こすおそれのある給水用具は、水撃防止器具を設置するなどの措置を講ずること。

## 14. 侵食防止

(1) 酸又はアルカリ等によって侵食されるおそれのある場所にあっては、それらに耐食性を有する材料を使用すると共に防食材等により適切な侵食防止措置を講じること。

- (2) 漏洩電流により、侵食されるおそれのある場所にあっては、非金属性の材質のものを使用すると共に電気防食のための措置を講じること。

## 15. 逆流防止

配・給水管に悪影響を与える可能性がある場合は、逆止弁を取り付けること。

## 16. クロスコネクションの禁止

クロスコネクションは禁止する。

## 17. 使用材料

給水装置に使用する部材は次による。

- ・メーター 上下水道課貸与品を設置すること。  
検針に支障がある場合、協議を行い、遠隔式とする。  
私設メーターは、損傷、計量法による検定満期取替え等、当該所有者の責任において行う旨説明すること。  
メーター30mm以上は上下水道課と使用水量について協議すること。
- ・メーターBOX メーター13mmから25mmは25mm用のBOXを設置すること。  
それ以上に関しては要協議とする。
- ・止水栓 ボール止水栓を使用すること。
- ・給水管 分水点からメーターまではポリエチレン管1種2層管（JIS K 6762）を使用すること。メーター以降については、JIS・JWWA（日本水道協会認定）規格品を使用すること。
- ・その他 JIS・JWWA（日本水道協会認定）規格品以外を使用する際は、上下水道課と協議すること。

## 第2節 申請手続き

事前調査に基づき、設計が終了後次の点に留意し、申請書を作成しなければならない。

### 第1 給水装置工事の種類

申請書に記載する区分は次による。

#### 1. 工事の区分

新 設	新設メーターを新たに設置して工事の場合
増 設	既存建物に水栓を増やす工事の場合
変 更	既存メーターを使用して工事の場合
修 繕	修繕工事の場合

## 2. 用途の区分

用 途	一 般 用	営業用、官公署用、特殊用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合
	営 業 用	料理店、旅館、寮、洗濯屋、飲食店、事務所その他これらに類する営業の用に水道を使用する場合
	官 公 署 用	官公署において水道を使用する場合
	臨 時 用	工事現場などで臨時に水道を使用する場合

## 第2 申請

申請は主任技術者が行うこと。

### 1. 申請に必要な書類

申請書の作成において、サイズはすべてA版とする。

- ・給水装置工事申請書
- ・設計書 部材(給水装置工事申請書 裏面による)
- ・平面図 1／250 原則としてN矢印か北を上部とすること
- ・位置図 住宅位置がわかる地図等の写し
- ・公図写し A版
- ・代理事業者選任届出書
- ・臨時用水道使用届
- ・他人の土地に布設する場合の同意(印鑑証明添付・登記簿謄本)
- ・他人の土地を掘削する場合の同意(印鑑証明添付・登記簿謄本)
- ・既設の給水管より分岐する場合の同意(登記簿謄本・念書)  
ただし、既存給水管の所有者が申請者と異なる場合、印鑑証明も添付すること。
- ・水理計算書 大規模給水又は給水管より分水する場合若しくは配・給水管の水圧が低い場合
- ・3階直結協議の写し(誓約書・水圧測定表)
- ・別の土地へメーターを移設する場合は移設前住宅地図
- ・国・県道の場合、道路占用申請書  
国道…国交省(関東地方整備局 上田出張所)への電子申請による。2部必要(国交省1部:町1部)  
国道には、国交省管理と県管理がある。  
県道…佐久建設事務所 佐久北部事務所への書類申請による。3部必要(佐久建2部:町1部)  
林道…中部森林管理局 東信森林管理署への書類申請による。1000米林道部分。  
2部必要(東信1部:町1部)
- ・その他(上下水道課が求める書類)

## 2. 申請に係る工事費

工事費等は次によるものとする。

- ・施設使用料
- ・受託工事費

　サドル付分水栓およびロクロ継手の材料費（必要に応じて）

　調査立会費

　間接経費（事務費）

- ・設計手数料
- ・検査手数料
- ・国・県道道路占用申請手数料（必要な場合）
- ・断通水費（必要な場合）
- ・臨時用水道予納金（臨時用水道使用申請書による）

## 第3節 工事施工

### 第1 道路交通安全対策

- (1) 調査の段階でわかっている道路・地下埋設物等、事前の申請内容と許可条件に基づき、道路管理者が定める安全管理を行い、事故防止に努めること。
- (2) 交通安全施設は、道路管理者及び警察署の許可条件・指示事項を厳守すること。
- (3) 通行規制を行う場合には、予告看板等を設置し、迂回路等を設定すること。
- (4) 交通量の多い道路での工事は、交通整理員を配置すること。
- (5) 工事現場での作業は、必ずヘルメット等安全用具を着用すること。
- (6) 工事看板等の設置箇所については、事故の原因にならないよう配慮すること。

### 第2 土工事

- (1) 工事は、関係法令を遵守し各工種に適した方法で行い、事故や障害を起こすことの無いようにすること。
- (2) 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分考慮し、入念に行うこと。必要に応じて土留めをすること。
- (3) 他の埋設物等がある場合には、管理者と十分打ち合わせを行い、場合によっては試掘、現場立会いを求めるなどして慎重に対応すること。
- (4) 道路の横断は、片側ずつの施工を原則とし、埋め戻しは掘削当日中に完了すること。
- (5) 舗装道路は、掘削前に掘削層と影響幅をカッターで切断してから掘削すること。
- (6) 床均しは入念に行い、つき固めは管の両側を均等に行う。また20cmごとに転圧機で転圧し、地盤沈下の起きないようにすること。

### **第3 分水工事**

- (1) 分水穿孔は、水道業者にて行うこと。分水穿孔の際は事前の準備を整えて慎重に行うこと。
- (2) 写真は所定の黒板を使い、給水管の深さ及び周囲の状況が確認できるように撮る。竣工書類提出時に1部と、一次止水栓までの耐圧試験結果表を添付する。
- (3) 異形管及び継手からの分水は行わないこと。
- (4) 配水管・給水管からの分水は、他の継手等から30cm以上離して分水すること。
- (5) 分水穿孔後は通水試験を行い管内の切粉を洗い流すこと。
- (6) 分水工事予定日の2週間前までに受託工事費等を納入し、上下水道課に立会を依頼すること。
- (7) 穿孔機、その他の器具等については業者にて準備すること。無い場合は、事前に上下水道課へ借用申込みすること。

### **第4 配管工事**

- (1) 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。施工上やむをえず曲げ加工を行う場合は、管の材質に応じた適切な加工を行うこと。
- (2) 事故防止のため、他の埋設物との間隔は、30cm以上離して埋設すること。
- (3) 給水装置の設置場所における荷重条件に応じ、その荷重に対して十分に耐力を有する構造及び材質のものとすること。
- (4) 水圧・水撃作用(ウォーターハンマー)により、給水管が離脱するおそれのある場所にあっては、適切な離脱防止のための処置を講じること。
- (5) 地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階ごとに止水用バルブを取り付けること。
- (6) 施工中であっても衛生面には十分配慮し、その日の工事終了後及び工事の中止時等には、管端を覆うなどして汚水が流入しないようにすること。
- (7) 地下に埋設するバルブソケット・水栓ソケットはメタル入りを使用し、バルブは表函類で保護すること。
- (8) 空気溜めを生ずるおそれがある場所にあっては、空気弁を設置すること。
- (9) 敷地内の配管はできるだけ直線配管とすること。
- (10) 構造物を横断する場合は、構造物の下に布設し、鞘管で保護し、給水管はその中を通すこと。
- (11) 管の切断は、管軸に対して直角に行い、切断後は切りくず、かえり等を完全に除去し、面取りを行うこと。
- (12) 配管が完了したときは、管内を洗浄して通水すること。
- (13) 工事中に事故、赤水等が発生した場合は速やかに上下水道課に連絡すること。

### **第5 メーターボックスの設置**

- (1) メーターボックスの取付けは配管例を参照し、設置位置、埋設深さ、維持管理、検針の容易さ等に配慮しなければならない。
- (2) メーターの取付けは正確に行うこと。

## 第6 特殊事故の防止

### 1. 凍結防止

- (1) 耐寒性を有する給水装置の設置、断熱材および凍結防止帯での被覆等、適切な凍結防止措置を講じること。
- (2) 地中配管は、凍結深度以上に埋設すること。
- (3) 屋内配管は、管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。
- (4) 結露のおそれのある給水装置には、適切な防護措置を講ずること。
- (5) 使用者においてできる凍結防止措置について充分指導すること。

## 第7 宅内器具

新しい設備や器具の取り扱いについては使用者に十分説明し、対応する給水装置を設置すること。

## 第8 道路復旧工事

- (1) 道路の復旧工事にあっては、加熱アスファルトによる。舗装してから陥没や凹みが起きないよう転圧をしっかり行い管理者の指示により白線等ペイント表示を行うこと。
- (2) 完了後1年以内に沈下等が認められた場合は、補修工事を行うこと。
- (3) 既存の舗装部分との段差により交通障害が起きないよう、舗装のすり合わせ部分には最善の注意を払うこと。

## 第9 撤去工事

使用しなくなった給水装置は将来漏水の原因になるため、撤去すること。

- (1) 給水装置の取出しがサドル付分水栓の場合は、サドル付分水栓等の止水機構で閉止（止水）し給水管取出し口にサドル付分水栓用キャップを取り付けた後、配水管分岐箇所からメーターまでの既存給水管を撤去すること。チーズ分水の場合は、チーズ等分岐箇所から撤去すること。
- (2) 給水管から分岐した給水管を撤去する場合、配水管又は給水管に設置された仕切弁等で止水したのち給水管をチーズ等分岐箇所から撤去すること。この場合、できるだけ断水しないように施工計画を立て、上下水道課と施工方法について協議すること。
- (3) 移設申請等の場合には、撤去工事を設計図に明示すること。
- (4) 工事完了後、竣工図に記載し、工事写真も添付すること。

## 第10 環境への配慮

- (1) 建設機械等の扱いについては、騒音等周囲の環境への配慮をすること。
- (2) 工事によって生じた廃材等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により所定の処理を行い通行人や周囲の住人から苦情の出ないようにする等、環境面には最善の配慮を払うこと。

## 第11 その他

- (1) 配管図と現況が異なる場合は、上下水道課に連絡すること。

- (2) 漏水の発見方法と予防、漏水を発見した場合の対処、指定工事店への連絡を使用者に指導とともに工事の保障期間についても説明すること。
- (3) 工事に際して無断で他人の電気や水道、土地を使用することのないよう注意すること。
- (4) 私設メーターを設置した時は計量法の有効期限について説明すること。

## 第4節 しゅん工検査

### 第1 しゅん工書類の提出

- (1) 工事が完了したら使用開始前に、竣工図面等必要書類を添えて上下水道課へ提出すること。
- (2) 竣工図面は、竣工後の実測で作成すること。
- (3) 竣工図面は、次の事項に留意して作成すること。
  - ア 竣工図面に必ず記入を必要とする項目
    - 設置場所、申請人氏名、配・給水管種別・口径、メータ一口径、工事業者名、凡例、縮尺、方位
    - イ 竣工図面の作成の注意点
      - ・必ず配水管（埋設位置、深度）から記入すること。
      - ・配管の種類、口径、延長を記入すること。
      - ・敷地境界線を記入すること。（道路後退線も含む）
      - ・敷地内での建物の位置を正確に記入すること。
      - ・本管から官民界までの距離、官民界からメーターまでの距離を記入すること。（平・断面図）
      - ・改造等の場合、既存の管も記入すること。
      - ・一次止水栓のオフセットを実測で記入すること。（三斜測量）
  - (4) 竣工が申請の予定日より遅れる場合は必ず上下水道課へ連絡すること。著しく遅延する場合は理由等が記載された書面の提出を必要とする場合がある。

### 第2 しゅん工検査項目

- (1) 現地検査において検査する内容は次の通りである。

検査項目	検査内容
メーター及び メーターボックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーターBOXの位置・深さ</li> <li>・メーターの取付け・水平</li> <li>・メーターの凍結防止対策</li> <li>・止水栓、逆止弁の取付け</li> <li>・ロケーティングワイヤー</li> </ul>
配 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、延長、クロスコネクション</li> <li>・立ち上がり状況、支持金具等</li> </ul>
貯 水 槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠、バルブ、チェック水栓、防虫網</li> <li>・容量・管理面・定流量弁</li> </ul>
水 圧 試 験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛇口での水圧</li> </ul>

耐圧試験	・1.75Mpaで1分間の記録確認
------	-------------------

(2) 検査には主任技術者が立会うこと。

### 第3 手直し工事期間

上記の検査項目で不適合があった場合速やかに手直し工事を行い、再検査を受けること。

### 第4 竣工検査書

竣工検査に合格ののち、竣工検査書を作成し、指定給水装置工事事業者に付与する。

### 第5 その他

竣工検査の依頼は、引渡し前に余裕をもって行うこと。

## 参考資料

### 1. 給水料金

#### ①基本料金 1カ月につき

区分	用途	基本水量	(税抜き)
常住	一般用	10 m <sup>3</sup>	850円
	営業用		1,060円
	官公署用	20 m <sup>3</sup>	2,450円
	特殊用	100 m <sup>3</sup>	10,200円
	臨時用	10 m <sup>3</sup>	3,000円

#### 1カ年につき

季節	一般用	10 m <sup>3</sup>	8,278円
	営業用		

#### ②超過料金 (1 m<sup>3</sup>につき)

区分	用途	(税抜き)
常住	一般用	115円
	営業用	
	官公署用	155円
	特殊用	
	臨時用	270円

季節	一般用	365円
	営業用	

## 2. 量水器使用料

口径	1カ月	1年
13mm	90円	1,080円
16mm	110円	1,320円
20mm	140円	1,680円
25mm	210円	2,520円
30mm	260円	3,120円
40mm	420円	5,040円
50mm	1,100円	13,200円
75mm	1,900円	22,800円
100mm	2,100円	25,200円

## 3. 施設使用料

(新設の場合)

口径	(税抜き)
13mm	60,000円
20mm	120,000円
25mm	240,000円
30mm	424,000円
40mm	660,000円
50mm	1,200,000円
75mm	2,500,000円
100mm	5,000,000円

※口径変更をする場合は、その差額を納付。

一般用で2カ月に26m<sup>3</sup>使用した場合の計算例(13mm)

基本料金	1カ月 850円 × 2 = 1,700円
(基本水量)	(1カ月 10m <sup>3</sup> × 2 = 20m <sup>3</sup> )
超過料金	6m <sup>3</sup> × 115円 = 690円
量水器使用料	90円 × 2 = 180円
小計	2,570円
消費税	257円
納付額	2,827円

季節一般用で1年に33m<sup>3</sup>使用した場合の計算例(20mm)

基本料金	8,278円
(基本水量)	(1カ年 10m <sup>3</sup> )
超過料金	23m <sup>3</sup> × 365円 = 8,395円
量水器使用料	140円 × 12 = 1,680円
小計	18,353円
消費税	1,835円
納付額	20,188円

4. 受託工事費等算出根拠

配管工標準賃金	a	普通作業員賃金	b
---------	---	---------	---

1. 算出方法

単 価 (円)	算 出 基 硍		
	(配管工標準賃金 × 人) + (普通作業員賃金 × 人)		
A	( a × 0.3 )	+	( b × 0.1 )
B	( a × 0.5 )	+	( b × 0.1 )

※10円未満の端数は四捨五入。

※配管工標準賃金・普通作業員賃金は、当該年度の長野県労務単価を適用。

※上記単価は消費税含ます。

2. 立会費 分岐済みの場合  $( a \times 0.3 ) + ( b \times 0.1 ) = A$

ただし、増設・変更で栓数3栓まで又はメーター移設のみは

$$( a \times 0.1 ) + ( b \times 0.1 ) = I$$

分岐を必要とする場合は、取出し口径に応じて。

本管布設及び布設替えの場合は次のとおり。

3. 断通水費 一回につき一律 A

4. 国県道申請料 一律 B

5. 手数料

設計手数料	工事費 10,000 円以下	200 円
	工事費 10,000 円を超える場合	受託工事費 × 0.02
検査手数料	栓数 3 個以下	300 円
	栓数 4 個以上	100 円 × 水栓数